

監督署の窓

匿名投書

想定外の大震災、洪水、戦後最高値の円高等、企業を取り巻く環境は厳しい状況にある。企業に対する影響は外的要因だけでなく、内的要因も無視できない。社員の不満の一部が相談や投書という形になって監督署へ届けられている。

監督署に寄せられた匿名投書の事例を紹介する。「サービス残業について調査を依頼します。当社では残業時間が規制され…」

この投書の対象は、東



京に本社を置く大手企業グループのリース会社で、労働者数20名の名古屋営業所である。

実地調査は、事前連絡なしに訪問する臨検を基本としている。営業所を臨検し、突然の訪問に戸惑う営業所長に対して、匿名情報の存在を伏せつつ、労働時間管理簿の提示を求め、指示されたパソコンを凝視すると、月の前半に残業が集中し、後半は殆ど（ほとんど）定時帰社。明らかに不自然である。社用車の管理簿

と突合したところ、定時に帰社したはずの社員が、その20分後に帰庫するといった矛盾が判明した。

匿名情報の存在を小出しすることで営業所長の顔つきが次第に紅潮しこわばっていくのが感じ取れるが、依然として曖昧（あいまい）な返事を繰り返すばかりで埒（らち）があかないため、今後の実態調査を本社主導で実施するよう指示し、後日の報告を待つこととした。

数日後に本社から報告に現れた幹部社員によれば、「拠点に対する指示は、残業の目安を月20時間と設定したに過ぎず、趣旨を取り違えた営業所長によつては、月20時間以上の残業を抹消させていた」とのこと。とは言

っても月20時間残業では業務遂行に無理があることから本社指示を撤回するとともに、全国12拠点の実態調査を実施し、把握漏れとなっていた残業代が支給された。また、再発防止対策として、タイムカードを導入することにより、労働時間の過少申告の防止が図られた。

従前から本社においては企業内相談窓口を設置していたが、相談実績がないばかりか不満のほけ口がよりによって監督署へ向けられたことに少なからず落胆していた様子であった。

今回の賃金不払い残業（いわゆるサービス残業）は、営業所長が本社の指

示に過剰反応したために生じた事例ですが、事業所内での指示内容が理解されず、または合意形成されていないことが原因で、残業時間の過少申告が発生していることが少なくないようです。

弁護士や司法書士等による消費者金融過払金請求が終焉（えん）を迎え、次のターゲットが企業における賃金不払い残業へ移行しつつあると言われています。社員だけでなく外部からの閲覧要請にも応諾できる残業時間管理簿の作成が、今後の労務管理に求められると同時に企業防衛に役立つものと思います。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）
 〈052〉 961-8653

安全衛生係（安全衛生課）
 〈052〉 961-8654

労災保険係（労災課）
 〈052〉 961-8655